

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	点検長期計画表に関する実績調査において、原子炉冷却材再循環ポンプ用電動機・発電機セットの流体継手（A）（B）の点検を第26回定期検査時に簡易点検を計画していたにもかかわらず、一般点検を実施していたことが確認されたため、対応検討	GⅡ	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の「出口温度高」警報が発生し、同系統のポンプ2台（A、B）が自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅡ	1月31日再審議にてグレード変更 GⅢ→GⅡ
3	4号機	補助海水系海水ポンプの出口母管圧力指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
4	4号機	原子炉隔離時冷却系蒸気配管のドレントラップ点検において、ガスケット押さえロックナットに割れが認められたため、当該ロックナットを交換	GⅢ	
5	5号機	主蒸気系主蒸気止め弁（No.3、4）点検において、弁体シート面に軽微な浸食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	5号機	主蒸気系タービンバイパス弁（No.1、2）点検において、弁体シート面に軽微な浸食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	給水系第5給水加熱器（A・B）ドレン元弁の点検において、当社の作業許可が承認されていないにもかかわらず、当該弁の点検を開始したことが認められたため、当該点検を中断及び対応検討	GⅡ	
8	5号機	抽気系空気抽出器入口蒸気圧力指示調節器の表示パネルに表示不良（デジタル表示が薄い）が認められたため、当該表示パネルを交換	対象外	
9	5号機	主低圧タービン（A）内部車室（下半）の点検において、第一段の蒸気シール嵌合部にがじり跡が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	5号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（下半）の点検において、第一段のシールリング嵌合部にカジリ跡が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	5号機	主低圧タービン（B）内部車室（下半）の点検において、第一段の蒸気シール嵌合部にカジリ跡が認められたため、当該部を修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	主低圧タービン（C）ノズルダイヤフラム（下半）の点検において、第一段のシールリング嵌合部にカジリ跡が認められたため、当該部を修理	G III	
13	5号機	高圧復水ポンプ（C）用油冷却管の渦流探傷検査において、冷却管1本に判定値外れが認められたため、当該冷却管に閉止栓取付	G III	
14	5号機	主低圧タービン（B）外部車室（上半）内部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
15	5号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
16	5号機	原子炉冷却材浄化系の出口ストレーナ復水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
17	5号機	液体廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）用シール水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
18	5号機	主タービン潤滑油系主油タンクパウザーカートリッジフィルタ出口圧力指示計の下部より油のにじみ（滴下なし）があるため、当該指示計を点検・修理	G III	
19	5号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器用逆洗水配管の排水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	